

特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者技能講習会



(愛知労働局長登録教習機関 第1291号)

(一社)名古屋南労働基準協会

化学物質のうち特に、がん、皮膚炎、神経障害その他の健康障害を発生させるおそれがある化学物質を製造し、または取り扱う作業においては労働安全衛生法第14条で、特定化学物質及び四アルキル鉛作業主任者技能講習を修了した者の中から特定化学物質作業主任者または四アルキル鉛等作業主任者を選任しなければならないと定められています。

当協会では、下記にて標記講習会を開催いたします。関係各位が本講習を受講、資格取得し、法遵守に遺漏なきようご案内とお願い申し上げます。

記

日時 2025年9月16日(火) 9:10~16:55〔1日目〕

2025年9月17日(水) 9:00~16:55〔2日目〕

会場 名古屋市工業研究所

熱田区六番三丁目4番41号

地下鉄名港線「六番町」下車3番出口すぐ

会費 会員 12,480円 (税込 受講料 11,000円、テキスト代 1,480円)

非会員 12,980円 (税込 受講料 11,000円、テキスト代 1,980円)

申込方法 お電話にてご予約をお取り願います。

受講申込書にご記入の上、写真(3×2.4cm)1枚と会費を添えて、
名古屋東労働基準協会までメール又は郵送でお申し込みください。

☆ 郵送の場合は会費を次の口座へ講習開始10営業日前迄にお振込み下さい。

三菱UFJ銀行 堀田支店 普通預金口座 0656029

振込手数料はご負担下さい。

申込先 〒456-0022

名古屋市熱田区横田1-11-6 フジ神宮ビル8F

名古屋東労働基準協会

Tel 052-890-4466

※講習開始7営業日前を過ぎますとキャンセル・変更・受講料等の返金はできませんのでご了承ください。